

ミツヒロニュース



新年度。消費税が5%から8%へと上がり、景気の動向が気になるところです。国立社会保障人口問題研究所の推計によると、日本の世帯数は、2012年は4817万世帯と5年間で147万世帯増えましたが、2020年から減少に転じます。世帯減少に伴い、世帯毎に準備される住宅・自動車・家電などに影響が生じるため、今から将来に向けて人口・世帯減少に備える必要があります。

光彦 昌史

今月のトピックス

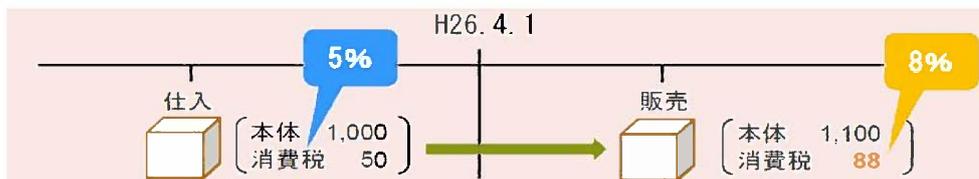
- ◇消費税率改正の基本をおさらい
- ◇従業員が退職する際に必要な
社会保険手続き
- ◇イザというとき慌てない
税務調査の基礎知識(24)
「外注費と給与」
- ◇あとがき
春の楽しみ

消費税率改正の基本をおさらい

平成26年4月1日以後から原則として消費税（地方消費税含む、以下同じ。）率が8%へと改正されました。改正前後での消費税率適用の基本を最終確認しましょう。

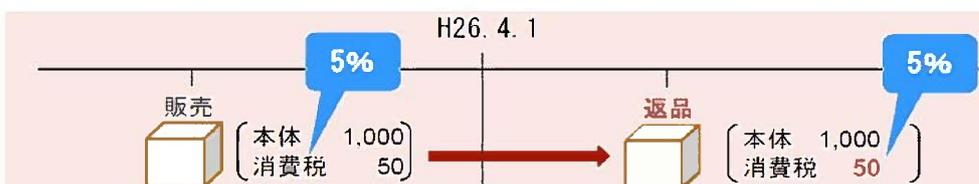
■それはいつ販売したの？

販売した商品に適用される消費税率8%は、原則として平成26年4月1日以後の販売分からです。例えば消費税率5%のときに仕入れた商品を平成26年4月1日以後に販売した場合でも、消費税率は8%が適用されます。



■いつの販売に係る返品？

販売した商品が返品された場合、いつの販売に係る返品なのか確認する必要があります。例えば消費税率5%のときに販売した商品であれば、平成26年4月1日以後に返品を受けていても、消費税率5%に係る返品処理を行います。このような場合には、返品に係る消費税率を5%とした返品伝票や請求書などを発行することになります。



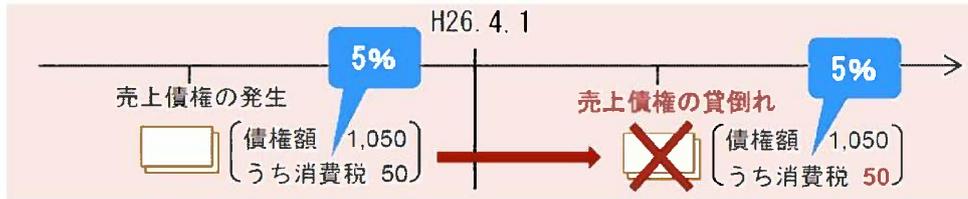
(次頁へつづく)

ミツヒロニュースの発送等に関するお問い合わせは、総合企画部 下田・和田まで

<http://www.office-m.co.jp/> Tel 082-294-5000 Fax 082-294-5007 mail to : info@office-m.co.jp

■ いつの売上債権の貸倒れ？

売掛金などの売上債権が貸倒れた場合、いつの売上に係る債権なのか確認する必要があります。例えば消費税率5%のときに販売した商品に係る債権であれば、平成26年4月1日以後にその債権が貸倒れた場合には、貸倒処理をする際の消費税率は5%が適用されます。そのため、売掛帳などでいつの売上に係る債権かを分かるようにしておく必要があります。



上記で取り上げた項目以外に、次の基本もおさえておきましょう。

■ 貸付けの時期はいつ？

資産の貸付けをした場合に適用される消費税率8%は、販売と同様、原則として平成26年4月1日以後です。資産の貸付けは、原則として資産の貸付け時期で消費税率を判断します。例えば当月分の事務所家賃を前月25日に受取る賃貸借契約の場合には、平成26年3月25日に受取る平成26年4月分の賃貸料の消費税率は8%となります。



ただし、資産の貸付けについては、一定の場合消費税率5%が適用できる経過措置がありますので、ご注意ください。

■ サービスの提供はいつ？

役務（サービス）の提供をした場合にも、販売や貸付けと同様、原則として平成26年4月1日以後について消費税率8%が適用されます。役務の提供は、その役務の提供が完了した時点で消費税率を判断します。例えば毎月保守料を請求している場合で、平成26年3月21日から4月20日までの期間に対応する保守サービスについて請求する場合には、役務提供が完了した4月20日における消費税率8%が適用されます。



■ 所有権移転外リース取引（借り手）

リース取引の多くが該当する“所有権移転外ファイナンス・リース取引”については、原則としてリース資産の販売（引渡し）時点の消費税率が適

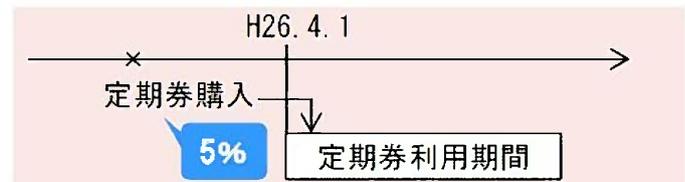
用されます。

例えば賃借人が平成26年3月31日までに引渡しを受けたリース資産について賃貸借処理によりリース料を支払う都度費用計上している場合には、平成26年4月1日以後に支払うリース料についても消費税率5%が適用されます。



■ ICカードのチャージ

電車、バス、船舶又は航空機などの旅客運賃については、平成26年3月31日までに乗車券等を購入している場合には、その乗車券等を平成26年4月1日以後に利用した場合であっても、消費税率5%が適用されます。



ただし、SUICAやmanaca、ICOCAのようなICカードへ平成26年3月31日までにチャージしたとしても、平成26年4月1日以後の利用分について、消費税率5%は適用されません。そのため、平成26年3月31日までにチャージした場合で、会計処理上、チャージした時点で『旅費交通費』勘定などで処理をした場合には、消費税率5%分と8%分が混在する可能性があります。ICカードの利用明細書等で利用日を確認し、適用される消費税率を確認する必要があります。



従業員が退職する際に必要な社会保険手続き

多くの企業では年度末にかけて、転職などによる退職者が増加する時期となっています。そこで今回は、社会保険（健康保険、厚生年金保険、雇用保険）の被保険者である従業員が退職する際に必要となる主たる手続き等を確認しましょう。

《健康保険・厚生年金保険》

健康保険・厚生年金保険については、資格喪失日（退職日の翌日）から5日以内に管轄の年金事務所に喪失届を提出します（健康保険組合の場合には、健康保険組合に提出）。これには、健康保険証を添付することになっていますが、回収ができない場合には、健康保険被保険者証回収不能・滅失届を併せて提出することになっています。

《雇用保険》

雇用保険についても喪失の手続きを行います。手続きは、退職日の翌日から10日以内に、管轄の公共職業安定所に提出します。離職票については、退職者が交付を希望したときに作成することとなっているため、あらかじめ退職者に交付の希望を確認しておくことが重要です。離職票は失業給付を受給するために必要となる書類であり、早く交付できるよう、速やかな処理が求められます。

《健康保険の任意継続被保険者》

一定の要件に該当する被保険者は退職後も引き続いて最長2年間、継続して被保険者となることができます。希望する場合には健康保険任意継続被保険者資格取得申出書を、退職者本人が、資格喪失日（退職日の翌日）から起算して20日以内に健康保険組合や協会けんぽ等に提出しなければなりません。こちらも退職者に案内しておきましょう。

《保険料の控除》

退職者の社会保険料の控除については、次の通りとなります。

まず、健康保険・厚生年金保険の保険料は1ヶ月単位での負担となっており、原則として喪失した日（退職日の翌日）の属する月の前月まで事業主負担・被保険者負担ともに必要になります。例えば、1月31日退職（2月1日喪失）の被保険者は、1月分までの保険料を控除します。

一方、雇用保険の保険料は、給与に保険料率を乗じて計算することになっているため、退職日や給与の支払い時期に関係なく、支払われる給与のすべてが控除対象となります。

以上のように、退職に伴う手続きは提出期限が短いものや、退職者にとって早めに手続きを進めたい処理が多いため、速やかに手続きを行いましょう。

第2回／そこが知りたかった「税務・会計セミナー」のご案内

◆テーマ なるほど！よくわかる「消費税のしくみ」

消費税率改正の基本を最終確認しておきませんか？

今回のセミナーでは、実務対策等についてわかりやすく解説いたします。奮ってご参加ください。

- 日 時 2014年4月16日(水) 13:30～16:30
- 講 師 副所長・税理士 中山 昌実
- 参加費 1,000円

(詳細ならびにお申し込みは、別紙案内「4月開催スケジュール」(ピンク色)をご覧ください。)



イザというとき慌てない 税務調査の基礎知識

シリーズ 24. 「外注費と給与」

4月から消費税率が上がり、今後の税務調査で、外注費か給与かの判定が問題となると考えられます。単純に言えば、従業員（社員やアルバイト）に支払うお金は給与で、外部の業者に支払うお金は外注費となるわけですが、実際には判定が難しいため税務調査で指摘を受けることがあります。

外注費として処理をした場合、消費税も支払っていることとなりますので、消費税は少なくなります。給与であれば、消費税は含まれませんから、消費税を差し引いて計算することができません。また、給与であれば、社会保険に加入しなければいけませんが、外注費であれば、社会保険料が不要になります。これら上記2点が大きく異なります。

例えば、毎月105万円の外注費を支払っている会社があるとします。この外注費が給与ということになれば、105万円には消費税が含まれないこととなりますので、年間に【5万円×12ヶ月＝60万円】もの追徴税額が発生することになります。これは1年間の金額ですから、税務調査で3年～5年遡られると、これだけで大変な金額になるのです。しかも、消費税率が上がったのですから、外注費か給与かの問題は、今後さらに大きくなるのが予想できます。

外注費と給与の判定基準を列挙すると次のようになります。

①会社への属性

その会社の仕事を行う場合、その会社の承諾を要するかどうか

②業務の裁量権

個々の作業について指示を受けるか、その人の代わりに他人へのアウトソーシングが許容されているか

③勤務形態

勤務時間、勤務場所の拘束を受けるか

④支払形態

- ・定期の月額払い等によるものか、または完成従量によるものか
- ・定期昇給・退職金の支給等の取り決めの有無
- ・残業手当等、賞与支払いの取り決めの有無
- ・タイムカード、出勤簿管理の有無
- ・請求書発行の有無
- ・支払日が会社の従業員への給与支払い日と同じか、外注先に支払う日と同じか

⑤福利厚生面

- ・社会保険の加入・厚生施設の利用など、従業員との取扱いに差があるか
- ・忘年会などに出席して会社負担になっているのか、自己の負担によるか

⑥その他

- ・原材料・作業用具の支給状況、経費の負担状況
- ・引渡し未済品の不可抗力により滅失の場合の、その報酬請求権

税務調査では、上記の基準から判定され、否認指摘を受けることもあります。様々な要素を加味しながら決まるものなので、以上の基準を再度チェックし、準備しておいて頂きたいと思います。

参考文献： ■Mykomon

広島の前社長.tv (ティービー) WEB 番組のご案内

このたび、広島の志ある中小企業を紹介する日本最大の経営者ウェブ番組「広島の前社長.tv」で弊社代表取締役 光廣昌史が紹介されました。約8分の番組で、光廣がこれまで歩んできた人生や事業への想い、ビジョンなどを語っています。ぜひ、この機会に、普段垣間見ることのない光廣の熱い想いを感じてください。

URL/<http://hiroshima-president.net/>

あしがき

体力アップを目指そう！と誓った矢先、ギックリ腰になった下田です。痛かった…。

待ちに待った春が来ました！春と言えばお花見ですね。皆さんは、今年のお花見はどこに行かれますか？私は、友人が野点をしてくれるということで、例年以上に楽しみにしています。茶の心得はありませんが、気の置けない友人と和気藹々、楽しい休日を過ごしたいと思います。



【発行】 株式会社オフィスミツヒロ／光廣税務会計事務所 代表取締役・税理士 光廣 昌史

あなたの経営羅針盤
Office Mitsuhiro

株式会社オフィスミツヒロ／光廣税務会計事務所
〒730-0801 広島市中区寺町5番20号
Tel 082-294-5000 & Fax 082-294-5007
URL <http://www.office-m.co.jp/>

